

【ヒアリングから見えてきたもの】

- u 信じるに足る相当の理由が明確でないことから、プロバイダの判断で削除することは困難。
- u そのため、発信者に削除要請があったことを伝えている。
- u 発信者情報開示請求が非常に多く、訴訟対応に苦慮。
- u サーバーがホストされていない場合、回線接続プロバイダでは技術的に削除できない。
- u 契約者との摩擦は、できるだけ生じさせたくない。



1. 他人の権利侵害について議論
2. 国に一定の権限を持たすことについて議論
3. 海外のサーバーへの対応について議論
4. 発信者情報開示請求などの訴訟への対応について議論

【電気通信事業者協会】

- n 法務局からの要請も含め、名誉棄損やプライバシー侵害のように「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があったとき」は1号で削除することは可能だが、実際は削除の判断に迷う場合が多く、リスクを恐れて、2号により投稿者本人の同意を得ているプロバイダが多い。
- n 特に人権侵害における送信防止措置については、「相当の理由」の判断が困難なため、プロバイダは同意を得ているのだと思う。
- n 同和問題やヘイトスピーチに関することは、法務省の依命通知が発出されるまで判断基準が明確でなかったため、プロバイダとしても判断が難しかったと考えており、9月開催の「ネット上の人権対策セミナー」において依命通知の内容が周知されたので、今後、取り組みが前進すると思う。
- n プロバイダが損害賠償請求を恐れて削除しないことはありうるが、訴訟されるケースは少ないのではないかと。開示請求はかなり多い。
- n 児童ポルノのブロッキングは世界的に理解されているが、ヘイトや同和問題に関するサイトをブロッキングすることは、世界的に理解してもらえない。

【ホスティングサービス会社】

- n 裁判所や警察からの要請以外は、契約者に削除の要請があったことを伝えている。法務局からの要請はないが、一般の要請と同様の扱い。
- n 契約者に連絡し、自主的に削除されない場合は、相当の理由の判断が困難なため当社から削除することはない。裁判所からの要請が無ければ削除しない。

【アクセスプロバイダー】

《 A 》

- n 法務局からの削除要請は、5年間ない。
- n 法務局の要請は、不当な権利侵害が行われたと考えてもよいと思うが、それでも、ヘイトや同和問題が「他人の権利を侵害した」といえるのか判断に迷う。
- n 法務局や自治体からの要請は、個人の要請より信頼性が高い情報として扱うが、プロバイダで判断することはなく、基本的にすべて、発信者に削除の要請があったことを連絡している。自主的に削除してくれる場合もある。
- n 発信者に連絡がつかない場合、規約に基づきプロバイダの判断で削除している。
- n 削除に応じてくれない場合、社内で検討するが、自ら削除することではなく、司法の判断を仰ぐ。
- n 削除に関してよりも、発信者情報開示の対応に苦慮している。
- n 開示請求は、年間50～60件程度で、ほとんどが弁護士からである。了解を得て開示する場合もあるが、40件程度は裁判になり、9割程度が敗訴。
- n 約款違反を理由として、契約解除をすると、他の適法な情報も削除することになり、「利用の公平」の観点からできない。

《 B 》

- n 法務局からの削除要請はここ数年ない。
- n 回線サービスのみの契約者が多く、サーバーサービスは希望する方のみのため利用者は非常に少ない。
- n 7年前は、当社で掲示板やブログのフォームを提供していたが、それらのサービスは終了した。
- n そのため、削除依頼の件数も少ないが、あった場合は、発信者に依頼があったことを連絡している。
- n 当該意見照会により発信者側で自主的に削除されるケースが多いが、削除されない場合も当社の判断で削除することではなく、司法の判断に委ねる。
- n 免責要件の「他人の権利が侵害されていると信じるに足る相当の理由」の内容が明確ではなく、削除すれば、発信者側から訴えられる可能性があるため、当社が自主的に削除することはほぼない。
- n 開示請求については、人権、誹謗中傷、プライバシーは、訴訟無しに開示はしない。

《 C 》

- n 回線接続サービスのみ
- n 法務局からの削除要請があることは、今回のヒアリングで初めて知った。
- n 削除依頼があった場合、発信者に依頼があったことを連絡している。
- n 当該意見照会により発信者側で自主的に削除される。
- n 発信者に連絡が取れないことがあり、一時的にHPを開覧することができないようにしたことがあった。
- n 定款に抵触したから即削除ということではなく、利用者に納得の上、対応してもらっている。
- n 開示請求は年間15件程度で訴訟に至ったのは5件程度。
- n 開示請求は名誉棄損、プライバシー侵害、人格権に関するものが多く、ほとんどは法人からの請求である。
- n 開示に「同意できない」と回答された場合は、発信者と請求者の主張のそれぞれの法的根拠を見比べて、本社法務部および顧問弁護士に判断してもらう。

《 D 》

- n 法務局からの削除要請はあったが、発信者に連絡をして対応した（差別案件ではない）。その他の要請も発信者に要請があったことを連絡している。
- n 差別行為は、著作権侵害、名誉棄損、プライバシー侵害のように「他人の権利が侵害されている」ことが明確ではない。他人の権利の侵害の認定ができれば削除が進むと思う。
- n サーバーが当社でホストされていない場合は、技術的に削除できない。